

## 災害対策基本法に基づく警戒区域の変更について

## 1 警戒区域の設定

平成 29 年 8 月 21 日に噴火警戒レベルが 1 に引き下げられた際、火口から概ね 1 km の範囲を、地元市町村（下呂市、木曽町、王滝村）が災害対策基本法に基づく警戒区域として設定した。

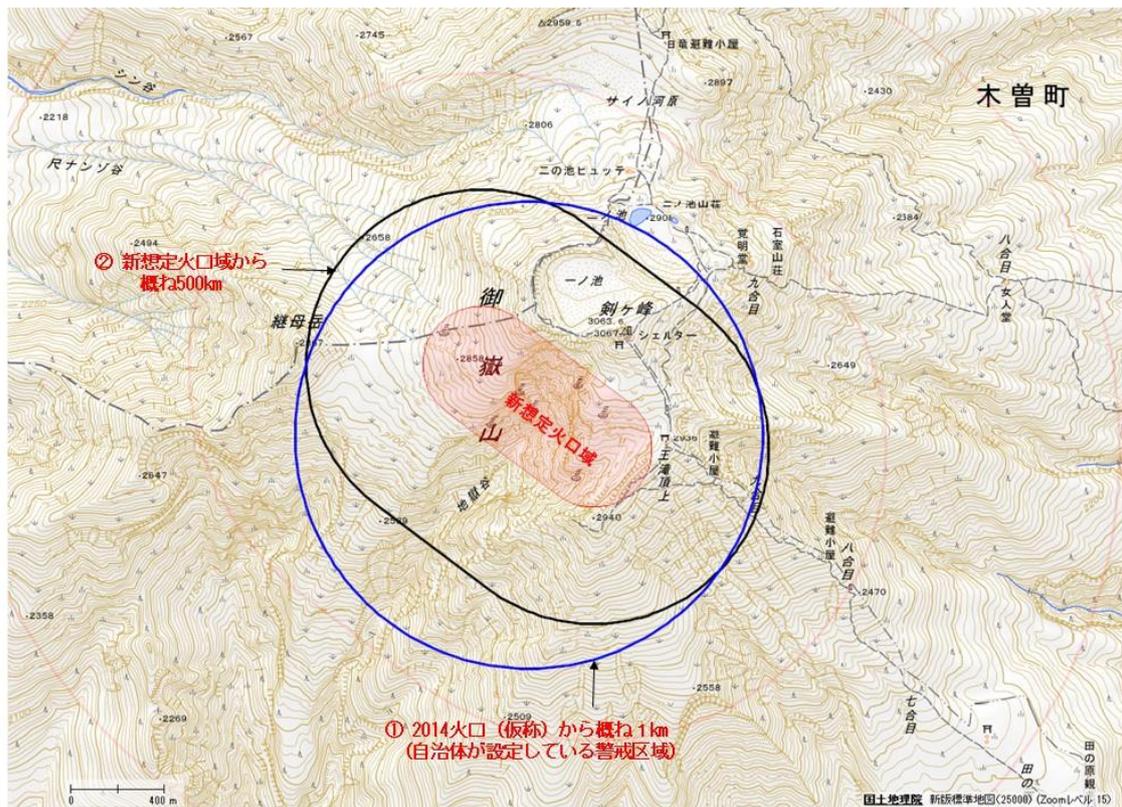
## 2 警戒区域の変更

変更前 2014 年の噴火後も噴気活動が活発な主な火口付近（2014 火口（仮称）という）から概ね 1 km（下記図①）

変更後 新想定火口域から概ね 500m（下記図②）

## 3 変更理由

2014 火口（仮称）から概ね 1 km の範囲と新想定火口域から概ね 500m の範囲は概ね一致し、防災対応に変更はないことから、想定火口域変更に伴い変更することとする。



## 災害対策基本法（抜粋）

（市町村長の警戒区域設定権等）

第六十三条 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。